

令和 ● 年 ● 月 ● 日

中部運輸局長 殿

住 所 名古屋市瑞穂区新開町 1 2 番 6 号  
氏名又は名称 愛ト協運送 株式会社  
代表者の氏名 愛知 太郎  
電 話 番 号 0 5 2 - 8 7 1 - 1 9 2 1

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、  
貨物自動車運送事業報告規則第 2 条の 2 の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所 名古屋市瑞穂区新開町 1 2 番 6 号  
氏名又は名称 愛ト協運送 株式会社  
代表者の氏名 愛知 太郎

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全 国

営業所の所在地に該当する地域を記載して下さい。

4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 貸切運賃 燃料サーチャージ（別添 1 のとおり）

新) 運賃及び

料金の額 交通省告示第 575 号

燃料サーチャージを設定・変更する場合は  して下さい。

(適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部

近畿 中国 四国 九州 沖縄

方法 別添 2 のとおり

営業所の所在地に該  
当する地域に  して  
下さい。

旧) H 2 運賃 H 6 公示運賃 H 9 公示運賃 H 1 1 公示運賃

その他（別添 3 のとおり）

適用していた運賃料金表を紛失し  
てしまった場合、 をせずに提出  
して下さい。

5. 実施日

令和 2 年 4 月 2 4 日より実施

運賃及び料金の設定（変更）届出書は「事後届」となりますので、標  
準的な運賃が告示された「令和 2 年 4 月 2 4 日以降」であればいつで  
も構いません。